

役務別コスト整理の在り方に関するワーキンググループ（第1回）議事要旨

1 日時

平成20年9月19日（金） 17:00～18:30

2 場所

総務省9階 小会議室

3 出席者

（1）構成員（五十音順、敬称略）

井手 秀樹、白山 真一、関口 博正、東海 幹夫

（2）総務省（事務局）

菊池郵便課長、藤江調査官、佐々木課長補佐、西浦課長補佐

（3）オブザーバー

山本 満幸

4 議題

（1）開催要綱について

（2）今後の進め方について

（3）郵便制度及び郵便事業の経営の現状について

（4）会計分離を巡る議論及び現行の郵便事業株式会社の会計制度の問題点の洗い出し

5 議事要旨

【開催要綱について】

- 事務局提案の「開催要綱（案）」（資料1）について、了承。

【WG主査の選任について】

- 東海構成員をワーキンググループ主査に選任。

【ワーキンググループの進め方について】

- 事務局提案の「ワーキンググループの進め方」（資料2）について、了承。

【郵便制度の現状について】

- 事務局より、「郵便制度の現状」（資料3）について説明。

【郵便事業の経営の現状について】

- 事務局より、「郵便事業の経営の現状」（資料4）について説明。

（構成員） 郵便事業株式会社の業務には、目的内業務と目的外業務があり、目的外業務は

自発的に自分たちで業務を申請してやっていくものと理解してよいのか。
(オブザーバー) 目的外業務は、目的内事業に支障がない範囲で、認められた業務であり、勝手に何でもやっていいというものではない。

【郵便事業株式会社法等で規定している現行会計制度について】

○ 事務局より、「郵便事業株式会社法等で規定している現行会計制度」(資料5)について説明。

(構成員) 決算を業務別に区分するための取扱物数等の調査は行っているのか。

(オブザーバー) 取扱物数については毎月調査を行っている。また、人件費を業務区分別に配賦するための勤務時間調査なども行っている。

(構成員) 切手は販売した際に収益計上するのか。

(オブザーバー) 理論的には、郵便物として使用された際に収益として計上することになるが、会計処理は当該年度で使用されなかった切手を調査結果に基づきB/Sで前受郵便料として負債計上している。

(構成員) 公正な競争の前提として、費用の計算方法について、目的外業務をスタンドアローン(単独採算費用方式)で計算して、目的内業務をインクリメンタル(増分費用方式)で計算すべきという主張もある。

(構成員) 目的内業務をインクリメンタルで計算し、目的外業務をスタンドアローンで計算というのはどのような考え方に基づくものか。

(構成員) 民間宅配業者は、宅配便だけを扱っているから、それに合わせるためには、荷物をスタンドアローンで計算をするという考え方。

(構成員) コスト配賦の基準の正確性や適正性などを個別具体的に検討すると非常に難しい問題が出てくる。可能な範囲で郵便事業株式会社の管理会計がどの程度にあるのかということを確認することが必要。郵便業務の特殊性を理解するため、一度、郵便事業株式会社の支店を見ることも必要。

また、配賦の基準の客観性の確保の一つの手段として、独立した第三者である会計監査人、正確に言うと、職業的に資格のある公認会計士等による確認書を得ることによって客観性を担保するという仕組みについて、議論する必要がある。ガス事業者、電気通信事業、電気事業など、同様の問題が常にあるので、その辺を参考にしつつ、検討が必要。

(構成員) 事業者の経営に立ち入るような事項については、部分的に非公開の場で会社から数値も含めてご説明いただくこともあり得る。郵便事業株式会社支店の実態を少し見るという点については、事務局で検討していただきたい。客観性の担保については、どういう制度とするか議論が必要。

(構成員) 監査人の責任というのは準拠性の部分であり、配賦ルールが適切であるという証明をするわけではない。コンペティター(競争会社)にとって一番関心があるのは、配賦の適切性そのもの。目的外業務のコストをスタンドアローンで計算しなければ、コンペティターはイコールフットィングではないと言うであろう。その点を間に立つ行政が公平な目で、ある程度配賦基準の適切性を担保することが必要。

(構成員) 郵便事業株式会社が適切な基準に従って計算したものを説明・公表することについてワーキンググループで議論することが必要。

【想定される論点案について】

- 事務局より、「想定される論点案」（資料6）について説明。

（構成員） 論点6については、現行制度の業務区分別収支の公表は、目的内業務、目的外業務それぞれの全体額の営業収益、営業費用及び営業利益のみ公表されているが、その内訳も公表することについて議論をするということか。

（事務局） 目的内業務、目的外業務の内訳を示す必要があるかないかということと、営業原価の細目を公表する必要があるのではないかという点について議論していただきたい。

（構成員） 連結決算のセグメント会計というのはどのように決められているのか。例えば、複数の事業を行っている会社があるとして、収益が何割ぐらいの比率のものは公表しなければならないという基準はあるのか。

（構成員） ある。

（構成員） その基準に照らして、目的内業務、目的外業務という区分でセグメント化がなされているのかということも会計基準に問われるのか。

（構成員） 損益の要因分析には、収益と費用の内訳が必要になってくるが、どの程度まで現実的に開示すべきなのかというところの見極めをこのワーキンググループで議論することが必要。

（構成員） 公益事業については業法で、収益及び費用をどのように区分して、公表するかということが規定されている。郵便事業についてもどのレベルまで公表するかについて議論することが必要であるが、郵便事業株式会社は民間会社であり、現実的にはここまでしか開示できないということもあると思う。

（構成員） 荷物については宅配便事業者と競合しているから、競争上不利になるような情報については非公開にするとかということが考えられる。考え方として行政が把握しておく情報と、一般に公表する情報については、違いがあってしかるべきであるが、情報の開示についての郵便事業株式会社の考え方は。

（オブザーバー） 基本的には全ての情報を公表したいとは思っていない。情報については法令に求められている必要最小限にしたいというのが基本。また、現在は費用の配賦については、基本的に実額を配賦基準に基づいて配賦しているが、目的内業務と目的外業務の内部取引というようなことの必要性についての議論も是非お願いしたい。

（事務局） 行政としては、不適正な内部相互補助を判断する際は、適正な原価に基づく内部取引という考え方を取らないと目的内業務、目的外業務の真の姿が分からなくなる。総務省は、郵便事業株式会社が新規業務を立ち上げる際には、郵政民営化委員会など対外的に説明することが必要。そのためには、適正な会計制度のもとで会計の整理ができているのかということを保証しないと、適正なのか適正でないのかということが必ず議論になるので、行政としての説明責任も果たせない。

（構成員） 郵便も含めた諸外国の公益事業では必ず、アカウントティングドキュメントがあり、それには、この会計はこういう目的を持っていますというのが5つぐらい書いてある。一つは、内部相互補助を判断する資料。もう一つは、料金の適切性を判断する資料。もう一つは、公益事業というのは民間の普通の企業よりも経営の効率化を求められていること。更に経営効率化の判定をするための情報を提供することについてである。

会計分離は国民に対して説明できる数字を情報開示していかないといけない。結局は適切なコストドライバーの選定について十分な議論が必要。

（事務局） 加えて、本ワーキンググループは、郵便におけるユニバーサルサービスの確保

の在り方等に関する調査研究会の作業部会であるが、行政の意図として、郵便のユニバーサルサービスコストの算出のための会計の制度作りの意味合いも込めて立ち上げたもの。

(構成員) ディスクローズというと、上場会社のディスクローズを想定しがちであるが、郵便事業は規制下にある産業であり、規制当局の規制目的が第一だと思う。加えて国民全体が納得できるようなルールが備わっていれば、規制当局としても説明責任を果たせるという形になると思う。現行制度では対外的に公表するのは会社法に準拠していれば十分という非常にラフな情報でいいこととなっているが、それではユニバーサルサービス基金のようなものの発動基準が曖昧になってしまうので、その目的に適合するようなレベルの水準が求められる。

(構成員) ユニバーサルサービスコストを算定するというのが、仮に接続の話とか、それからユニバーサルサービスで赤字が発生して、基金でもつukらないといけないということになると、ユニバーサルサービスコストが適正に測定されているのかどうかということが必要となる。課長が言われたように、目的内業務の収支の計算が適切であるということも当然必要であるが、現在、公表しているデータだけでは、ユニバーサルコストを正確に計測できない。このワーキンググループの目的は最終的にはユニバーサルサービスコストの算出のための必要な会計制度を検討することになるのではないかと。

郵便事業株式会社が自分たちの内部効率化でやるから、補助金も要らないし、基金も要らないという、接続もだれも出てこないというのであれば、そのようなコストの算出は必要ないと思うが、将来的には、どうしても立ち行かなくなってきたときの基金の問題とかを考えると、ユニバーサルサービスコストが算定できるようなデータの開示が必要。

(構成員) 論点の整理の仕方は別として、資料6で論点整理として挙げられたものについては、概ねこのような考え方を念頭に置いて、議論していくことでいいのではないかと。

(構成員) 現在の郵便料金というのはレートベースで決まっているのか。

(事務局) 決まってははいない。一般的に、公共料金、電気通信の接続料などは資産を適正に区分して、それをベースにして計算をすることとなっている。その考え方をそのまま郵便事業に適用するのかどうかというのはまた別の議論であると思うが、現状では資産の区分もできていないので、適正な資産の分計も開示の対象の一つにはなるのではないかと考えて、論点の中に入れていく。

【その他】

(構成員) 他に添付書類があるが、事務局から説明することはあるか。

(事務局) 添付資料で、「郵便事業株式会社のヒアリングで説明をお願いしたい事項(案)」を配付しているが、第3回、第4回会合で、郵便事業株式会社からヒアリングを予定している。事務局でデータ関連、分計の状況、それから他業務・会社との取引の把握の現状、支店の状況について、ヒアリング項目案を作成したので、追加等があれば9月中を目処に事務局まで意見ををお願いしたい。

(事務局) 会計分離に関して諸外国の状況をほとんど把握していないため、本年10月に諸外国の会計分離の調査のための海外調査を実施する予定(フランス、イギリス、ドイツ)であり、調査項目について調査が必要な項目があれば事務局まで適宜連絡をお願いしたい。